

あおば事務所のお知らせコーナー No.149 代表社員 阿久津 渉

○配偶者の税法上の扶養の要件が給与収入 150 万円に引き上げ（再掲載）

～所得税関係&健康保険

前回もご案内いたしました、大きな改正事項であり労務にも関連しますので、改めてご案内致します。

本年 1 月から、配偶者の税法上の扶養の要件（配偶者特別控除）が、これまでの給与収入（年収）103 万円から 150 万円へ引き上げられることになりました。（詳しい税法上の扱いは税理士にご確認ください。）

一方、健康保険の扶養の要件は、年間収入※130 万円未満（60 歳以上又は障害者の場合は 180 万円未満）です。※健康保険上の年間収入とは過去の収入のことではなく、扶養に入る日以降の 1 年間の見込みの収入額のこと、給与収入以外の年金、傷病手当金、雇用保険の失業給付なども含まれます。

つまり、1 月以降は、税法上の扶養になっていても年間収入 130 万円以上であると健康保険の扶養の要件には当てはまらない場合がありますので、ご注意ください。

また、健康保険の扶養に入る際に、年間収入 103 万円以上（60 歳以上又は障害者の場合は 158 万円以上）の場合は、収入の証明が必要になるのはこれまで通りです。

○仕事中・通勤中のケガがあった場合はご連絡ください

～労災&健康保険

病気やケガをした際には保険を使って治療を受けることとなりますが、この時の保険には「健康保険」と「労災保険」の 2 種類があります。仕事と関係のない病気・ケガについては健康保険を使いますが、仕事中・通勤中に発生したケガ（または病気）の治療は労災保険を使うこととなります。労災に該当する治療に健康保険を使ってしまうと、後から返金などの複雑な手続きが必要になることがありますので、ご注意ください。従業員（正社員・パート・アルバイト等すべての労働者が対象となります）が仕事中、通勤中にケガをされた場合は、できるだけ早めにあおば事務所にご一報くださいますよう、お願いいたします。

○キャリアアップ助成金の要件変更について

～助成金

キャリアアップ助成金はアルバイトや期間を定めて働く方（非正規雇用）を正社員などにした場合に支給される助成金です。受給額は 28.5 万円～72 万円。平成 30 年 4 月 1 日から一部変更の予定が発表されましたのでご案内致します。※2 月 1 日時点での予定ですので、今後変更になる場合があります。

【正社員化コース】

① 1 年度の申請の上限が「15 人」から「20 人」に拡大されます。

② 正社員へ転換する場合、「固定給＋（賞与）」が増額していることが要件として追加されます。

正社員になった後 6 ヶ月の「固定給＋（賞与）」が、正社員になる前 6 ヶ月の「固定給＋（賞与）」に比べて 5% 以上増額されていること。

③ 期間を定めて働く方からの転換の場合、転換前に雇用されていた期間が 3 年以下であることが要件として追加されます。

上記の変更は「平成 30 年 4 月 1 日以降に転換」した場合に追加される要件です。その他制度の詳細等につきましてはあおば事務所までご相談ください。

○あおば事務所へのご意見・ご要望をお聞かせください

あおば事務所は、基本的な社労士業務はもちろんのこと、「御社の組織活力の UP」を促進し、豊富な経験から「労使紛争」をあの手この手のひねり技で防ぎ、そして生産性の向上や働き方改革のお手伝いをしております。

組織や個人が「より良くなる」ことを、変遷する世の中の価値観に対応しながら、その時代にあった適切な支援を行って参りたいと考えておりますので、お気づきの点、ご意見、ご要望など、遠慮なくお聞かせください。

社会保険加入の顧問先様 社会保険の随時改定（いわゆる月変）に関して、基本給はもちろんのこと通勤手当や時給等も含め固定的な給与（手当等）に変更があった場合には、その都度お知らせいただきますようご協力お願い申し上げます。

65 歳以上の方の雇用保険の手続きについて これまでは 65 歳以上で新規に採用される方については雇用保険に加入することが出来ませんでしたが、平成 29 年 1 月 1 日から加入の対象となりました。現在 65 歳以上の方（週の所定労働時間が 20 時間以上）で雇用保険に加入していない方がいましたら手続きが必要になりますので、あおば事務所までご相談ください。



社会保険労務士法人

あおば労務経営事務所

〒364-0035 埼玉県北本市西高尾 6-6-1

TEL : 048-592-0475 FAX : 048-592-0590

URL : <http://aobaroumuoffice.com/>

e-mail : akutsu@aobaroumuoffice.com（阿久津直通）

mado@aobaroumuoffice.com（事務所共通）